

令和7年1月21日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、水谷工業株式会社、株式会社福産建設及び株式会社佐藤渡辺に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 水谷工業株式会社	福島県石川郡石川町当町 11
② 株式会社福産建設	福島県石川郡石川町大字双里字桜町 20 番地
③ 株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布 1 - 18 - 4

2 指名停止措置期間：

① ③令和 7 年 1 月 21 日～令和 7 年 4 月 20 日（3 ヶ月）

② 令和 7 年 1 月 21 日～令和 7 年 5 月 20 日（4 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和 6 年 10 月 7 日、水谷工業株式会社の従業員、株式会社福産建設の専務取締役及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

5 指名停止措置理由：

水谷工業株式会社及び株式会社佐藤渡辺は「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表第 2 第 8 号、株式会社福産建設は第 10 号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第2 - 抜粋 -

措 置 要 件	期 間
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員</p> <p>イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>